平成２８年（フ）第７１２号
川崎市宮前区馬絹1287番地　第３鈴木ハイツ205
債務者　石井　重徳
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７１３号
川崎市宮前区馬絹1287番地　第３鈴木ハイツ205
債務者　石井とも子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
川崎市中原区井田２丁目１番16号　ボナール101
債務者　永山　歩美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
川崎市川崎区出来野４番７号　ピュアホワイト　204、前住所川崎市川崎区田町３丁目12番３号　ユナイト田町プエルト・コルテス102
債務者　日下　　功
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
川崎市多摩区菅馬場３丁目１番７号　サクセスビル　402、前住所川崎市多摩区長沢２丁目２番３－103号
債務者　宮路　憲明
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
川崎市多摩区宿河原４丁目17番９号　大森コーポ　102
債務者　野原　裕夢
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
川崎市川崎区台町４番１号　ミクニブラック202、前住所川崎市川崎区渡田新町２丁目３番17号　タウンハウス菅谷　201
債務者　青木健一朗
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
川崎市高津区下作延４丁目21番23号　ロイヤルズハイツ　２－Ａ
債務者　深澤みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７２号
川崎市川崎区中瀬３丁目７番３号　サンハウスＢ　201
債務者　山根たけ子
成年後見人　山根　英行
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1052番地１、前住所東京都足立区千住１丁目23番18号　ウエラコート102号
債務者　佐々木英夫
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
兵庫県篠山市高屋394番地４
債務者　蔭山　陽翔
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第２８５号
沖縄県豊見城市字田頭119番地　多家Ⅳ　107号室　赤嶺方
債務者　丸本三重子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３８５号
埼玉県入間市東町４丁目３番67号
破産者　共祐板金こと　花見　　祐
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９２７号
東京都板橋区氷川町47番９－104号
破産者　株式会社テール
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９２８号
東京都板橋区栄町21－２
破産者　高橋　克哉
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７９号
東京都江戸川区東葛西１丁目44－７
破産者　中泉　佳久
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９９４号
東京都足立区西伊興３丁目４－５、開始決定時の住所東京都足立区西伊興２丁目９－21
破産者　野中　久子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部